



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 大平洋金属株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 村井 浩介
 コード番号 5 5 4 1
 上場取引所 東証・大証・名証各一部
 本社所在地 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
 問合せ先 取締役総務部長 庭山 隆夫
 T E L 0 3 - 3 2 0 1 - 6 6 8 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役の当社に対する損害賠償責任を合理的な範囲に限定し、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結を可能とする規定を新設し、監査体制の一層の強化を図ろうとするものであります。(変更案第 31 条および第 40 条)

なお、変更案第 31 条の本定時株主総会への提出につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

また、本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) <u>第31条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第31条～第38条 (条文省略) (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 第32条～第39条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) <u>第40条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 6 章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)	第 6 章 計 算 第41条～第44条 (現行どおり)

3. 日程

第 81 回定時株主総会開催日

平成 19 年 6 月 28 日(木)

以 上